

不登校の要因

要因別に見た不登校対応の課題

改善すべき重点ポイント

友人関係 (いじめも含む)

- ・管理職が子どもの欠席状況等を把握する方法や時期について、学校にばらつきが見られる
- ・教員が子どものつらい気持ちを丁寧に受け止め寄り添うといった**家庭訪問の目的を十分に確認できないまま、家庭訪問を実施している**状況がある
- ・双方を会わせて仲直りさせて終わりではなく、その後の関係性を注意深く見守ることが十分できない状況がある
- ・教員が子どもの気持ちを十分に受け止めないまま、解決や再登校を急いで促してしまい、子どもとの関係が崩れてしまう状況がある

教員との関係

- ・管理職が子どもの欠席状況等を把握する際、把握する方法や時期について、学校にばらつきが見られる
- ・教員等が家庭訪問を行う際、子ども・保護者へのアプローチの仕方等を確認せず実施しているケースがある
- ・**子どもに寄り添い、本人の気持ちを聞き取るという目的を理解せず**、家庭訪問を行うケースがある
- ・教員が丁寧な説明や謝罪を行わず、子どもや保護者の納得が得られないケースがある
- ・学校としての組織的な対応や改善策を検討する**タイミングが遅く**、本人・保護者の不信感を拭えないケースがある
- ・子どもが当該教員と会いたくないと思っているにもかかわらず、そのことを把握せずに当該教員が会いに行ったり、当該教員以外の教員の対応の**タイミングが遅れる**ケースがある
- ・校内支援会で子どもの状況に応じたアセスメントが十分でないため、支援方針や内容など子どもの課題に応じた適切な支援ができず、本格期に入ってしまうケースがある
- ・別室に登校しても教職員の情報共有や意思統一ができていなかったり、対応できる教職員が少なかったりして、個に応じた支援が十分にできないケースがある

- ・**トラブルを早く発見し、対応することが重要である**
- ・対応に当たっては**当事者同士の気持ちのズレを修復することが重要である**

学業不振

- ・学業不振に陥りそうな子どもの情報共有の方法や時期について学校によってばらつきがある
- ・子ども一人一人に応じた学習環境の設定や準備、関係機関との連携を推進する**コーディネーター（教員）の力量に差がある**
- ・校内支援会での子どもの状況に応じた**アセスメントが必ずしも十分ではない**ため、子どもの課題に応じた適切な支援ができず、本格期に入ってしまうケースがある
- ・教員が子どもの気持ちや状況を十分に把握しないまま、再登校を強く促してしまい、状況が悪化するケースがある
- ・教育支援センターと連携した支援が必要なケースがあるにもかかわらず、**居住地に教育支援センターがなかったり、支援員が不足していたりして十分な支援を受けることができていない**ケースがある
- ・教育支援センターに学習できる設備や教材が十分でない状況や学習指導ができる人材がいない状況がある

- ・本人の困りごとに気づき、それを**正確にアセスメントした上で、対応することが重要である**

本人の特性

- ・配慮の必要な子どもの情報共有の方法や時期について学校によってばらつきがある
- ・子どもの特性により学級不適應に陥っている状態に気づく時期が教員によって差があり、発見が遅れるケースがある
- ・子ども一人一人に応じた生活環境の設定や準備、関係機関との連携を推進する**コーディネーター（教員）の力量に差がある**
- ・校内支援会での子どもの状況に応じた**アセスメントが十分ではない**ため、子どもの課題に応じた適切な支援ができず本格期に入ってしまうケースがある
- ・保護者が抱えている「育てにくさ」や「将来の不安」など保護者の気持ちに寄り添い、関係を築くことが十分でないケースがある
- ・教員が子どもの気持ちや状況を十分に把握せず、再登校を強く促してしまい、状況が悪化するケースがある
- ・**医療機関や専門機関等のニーズがありながら待機状態となっているため**、子どもの状態に応じたタイムリーな連携ができず、適切な支援が遅れる状況がある

- ・本人の感覚や理解の仕方に違いがあるため、**個別指導等の配慮をしながら、本人にとって最も良い学習環境を整え、継続的なサポートを行っていくことが重要である**

家庭環境

- ・配慮の必要な子どもの情報共有の方法や時期について学校によってばらつきがある
- ・校内支援会は実施しているが、全ての校内支援会に**SC・SSWが参加することができていない**学校がある
- ・**SC・SSWの専門性や対応力が不十分なため、適切な見立てや支援に至らない**ことがある
- ・**日々の家庭状況の情報を細かに把握することができず**、状況に応じた支援計画の見直しができているケースがある
- ・家庭と関係機関を確実につなげることができていないケースがある
- ・教育支援センターにおける福祉・心理・教育に関する専門的な知識や経験に基づく支援が十分でない状況がある
- ・教育支援センター等への通所が困難な子どもへの支援(社会性の育成、学習支援)の仕組みが十分でない状況がある

- ・本人への支援に加え、**保護者への支援も**並行して行うことが必要である
- ・学校のみで対応するのではなく、**SSW等を積極的に活用し、福祉的な支援を含め、抜かりのない支援を継続して行うことが重要である**